

広島県告示第五百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十四年六月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年五月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備 考 |
|---|------|--------------|-----------------|--------------|-----|
| | 新 | 旧 | | | |
| 山県郡北広島町物森字二重谷甲五四六番四六地先から 山県郡北広島町物森字二重谷五四六番四五地先まで | | 四・〇〇 四・五〇 | 六・七〇 七・七〇 | 一六・五〇 | 拡幅 |